# 広 報

# かすみがうら

# お知らせ版 7 2022

# 過疎地域の持続的発展計画策定にあたりご意見を募集

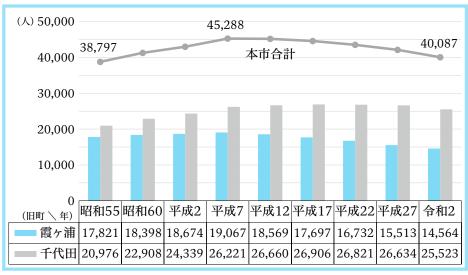
間 政策経営課(千代田庁舎)



# ▶旧霞ヶ浦町が過疎地域に指定

国勢調査による本市全体の人口は、平成7年をピークに減少傾向が続き、同時に少子高齢化により地域やコミュニティを支える担い手不足が課題となっています。

令和2年の国勢調査による本市全体の人口は40,087人で、過疎地域指定の長期人口要件(昭和55年→令和2年)は3.3%の増となっていますが、中期人口要件(平成7年→令和2年)で11.5%の減となっています。地区別の中期人口要件の増減率では、旧霞ヶ浦町が過疎地域指定の要件である23%を上回る23.6%の減となり、かつ本市の財政力指数が直近3カ年平均で全市の平均0.64を下回る0.61であることから、令和4年4月に旧霞ヶ浦町が一部過疎地域として指定を受けました。





# 過疎指定の人口要件 田和 55 年⇒令和 2 年で 25%以上減 平成 7 年⇒令和 2 年で 23%以上減 【旧霞ヶ浦町が該当】

市では、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、令和4年から令和7年までの市過疎地域持続的発展計画の策定を進めています。また、過疎対策事業債(元金と利子に7割の交付税措置)や交付金を活用し、移住・定住施策の強化や外国人市民との共生などの施策を推進し、人口移動の均衡を図りつつ若い世代への結婚・出産・子育て支援を強化し、出生率の向上を目指します。

# ▶計画に対する意見を公募

計画の策定にあたり、市民の皆さんなどからご意見を募集します。

閲覧・募集期間:7月19日 四~8月1日 月

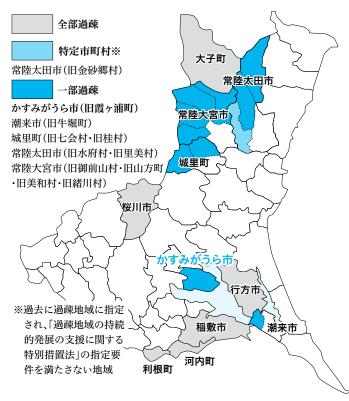
閲覧場所:ホームページ、政策経営課、情報政策

課(霞ヶ浦庁舎)、中央出張所

提出方法:持参、郵送、FAX、電子メールのいず

れか

提出先:政策経営課



# くらしのお知らせ

# 国民健康保険証と納税通知書を発送

# 【新しい国民健康保険証を発送します】

8月1日 団からお使いいただく新しい保険証を、 7月中旬に「簡易書留」で世帯主宛でに郵送します。 配達時に不在の場合は「郵便物等お預かりのお知ら せ」が投函されますので、保管期限内に指定された 郵便局で手続きを行ってください。

なお、今お使いの保険証は7月31日回が有効期 限となり、以降は使用できなくなります。

# 【国民健康保険税納税通知書を発送します】

保険証と同時期に、令和4年度国民健康保険税納 税通知書を「普通郵便」で世帯主宛てに郵送します。 ご確認の上、期限内に納付をお願いします。

間 国保年金課(千代田庁舎)

# 下水道施設の適切な利用について



# 【下水道へ流してはいけません】

野菜くずや使い終わった天ぷら油などが台所から 流れ込むと、下水道が詰まる原因になります。また、 農薬やガソリンなどの危険薬品の流入は、下水道施 設の破損や汚水処理機能の低下につながります。下 水道に流すことは絶対にやめてください。

## 【雨どいが下水道につながっていませんか】

下水道に雨水を流してはいけません。雨どいや雨 水が入る外流しなどを下水道に接続している場合は 改修をお願いします。

間 上下水道課 ☎ 029-897-1111

# ひとり親家庭の資格取得を支援



令和3年4月1日から令和5年3月31日まで の間に、養成機関において修業を開始する方に限り、 これまでの資格に加えて6カ月以上の訓練を必要と する民間資格の取得なども対象になります。

対象: ①と②を満たすひとり親家庭の父母

- ①児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方
- ②養成機関において6カ月以上のカリキュラムを修 業し、対象資格の取得が見込まれる方

※過去にこの給付金を受給していた方は対象外です。

金額:訓練期間中、月額10万円

※住民税課税世帯は、月額70,500円

※修学の最終年限1年間に限り、支給額を4万円加算

**手続き**: 受給資格の審査などを確認するため、入学

前に事前相談が必要です。

※給付対象の資格は、ホームページをご覧ください。

間 子ども家庭課(千代田庁舎)

# マイナポイント第2弾を実施中



令和4年9月末までにマイナンバーカードの交 付を申請し、令和5年2月末までにパソコンやス マホでマイナポイントの利用を申し込み、チャージ または買い物をすると、ポイントが付与されます。

▶マイナポイント第1弾に申し込みをしていない 方(カードをこれから取得する方を含む)

付与ポイント: 最大 5,000 円相当 申込開始時期:令和4年1月から受付中

▶マイナンバーカードを健康保険証として利用申込 を行った方(既に利用申込を行った方を含む)

付与ポイント: 7.500 円相当

申込開始時期:令和4年6月30日から受付中

▶公金受取□座の登録を行った方(既に登録を行っ た方を含む)

付与ポイント: 7.500 円相当

申込開始時期:令和4年6月30日から受付中

# 【マイナンバーカードの申請をお手伝いします】

マイナンバーカードは、個人による国への申請が 原則ですが、市では、写真撮影およびオンライン申 請をお手伝いしています。

場所:市民課(千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、中央出張所) 時間:午前8時30分~午後5時15分(田国衆除く) 持ち物: 本人確認書類 (運転免許証、保険証など) ※申請からカードの発行までに約1カ月かかります。

間 市民課 (千代田庁舎)

# 7月は「屋外広告物適正表示推進月間」



屋外広告物は、常時または一定の期間継続して屋 外で公衆に表示される看板や張り紙、広告板などの ことです。期間中は、行政による違反広告物の是正 指導や警察による違反の取り締まりを強化します。

まちの良好な景観保持のため、屋外広告物は必要 な許可を受けてから表示してください。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

間 都市整備課(霞ヶ浦庁舎)

# 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」



近年、大麻の乱用が増えています。大麻は「ソフ トドラッグ」と呼ばれ、比較的害がないと誤解され ていますが、実際は依存性が強く、幻覚などの精神 異常や記憶障害などの副作用がある極めて有害な薬 物です。友達や知り合いから大麻などの薬物を勧め られても、キッパリと断りましょう。

- 圆 茨城県薬物乱用防止指導員土浦地区協議会 (土浦保健所衛生課内)
- **2** 029-821-5364

# 募集のお知らせ

# 身体障がい者スポーツ大会参加者募集



8 市町村共同で、身体障がい者のスポーツを通し た自立と社会参加を促進するとともに、地域住民の 障がい者に対する理解と認識を深めることを目的 に、次のとおりスポーツ大会を開催します。

日時: 9月17日 田午前9時30分 (受付は午前8時30分から) 場所:江戸崎総合運動公園体育館

(稲敷市荒沼 3-1)

参加資格:本市に住所があり、身体障害者手帳を所

持する 15 歳以上の方

申込:7月20日丞まで

※社会福祉課までお問い合わせください。

障がい名	視覚に聴覚	肺台	肢体			ch 対Ω
競技種目		<b></b>	上肢	下肢	体幹	内部
車椅子競争 (自走のみ)	_	-	0	0	0	_
(日足のみ) -						
(団体)	各市町村 / 人					
ケツ圧測定	0	0	0	0	0	0
輪投げ競技 (団体)	各市町村 10 人					
カンつり競技	0	0	0	0	0	0

※台風など当日の天候により中止になる場合がありま す。詳細は、ホームページをご覧ください。

間 社会福祉課(千代田庁舎)

# 元気いばらき就職面接会



中高年・シニア離職者などで求職中の方を対象に、 約15社の合同就職面接会を開催します。複数の企 業の人事担当者と直接会える機会です。

(受付は午後1時から)

場所:土浦合同庁舎(土浦市真鍋 5-17-26) 対象:中高年・シニア離職者などで求職中の方 間 いばらき就職支援センター県南地区センター

**2** 029-825-3410



日時:7月27日 | 27日 | 3時

場所:土浦合同庁舎(土浦市真鍋 5-17-26)

間 茨城県立盲学校視覚障害教育支援センター

**2** 029-221-3388

# ◆市役所職員を名乗る不審な電話に注意

市内において、市役所職員を名乗る不審な電話が ありました。「医療費や年金、保険料などの還付金が ある」「ATMで手続きする」といった内容の電話を かけてくる還付金詐欺に注意してください。

不審な電話がかかってきたときは、土浦警察署へ 通報してください。

間 土浦警察署 ☎ 029-821-0110

# 茨城県警察官募集(令和5年4月採用)



受験資格: ①または②に該当する方

①男性警察官A·女性警察官A(大卒程度)

平成元年4月2日以降に生まれた方で、大学(短 期大学を除く)を卒業した方、または令和5年3

月31日までに卒業見込みの方など

②男性警察官B·女性警察官B

平成元年4月2日から平成17年4月1日まで に生まれた方で、①の受験資格に該当しない方

8月12日 国午後5時まで (電子申請のみ)

**試験日**: 9月18日日(一次試験) ※詳細は、お問い合わせください。

間 土浦警察署警務課 ☎ 029-821-0110

# 里親制度説明会(参加無料)



里親制度の説明と里親の体験談の紹介を行いま す。会場・オンライン・動画(後日)で参加できます。 ※説明会の動画は、YouTube で期間限定公開。

**日時**:8月27日田午前10時~午後0時30分

定員:30人(会場参加の場合)

申込:電話またはホームページから申し込み

場所: つくば香風寮(つくば市高崎 802-1)

(8月20日田まで)

間 つくば香風寮 ☎ 080-8434-3329

# 相談のお知らせ

# 茨城県立盲学校地域巡回教育相談会



視覚に障がいのある方の見えにくさを補うための 補助具(レンズや拡大読書器など)の展示や無料相 談会を行います。小さなお子さんや保護者の他、成 人の方や関係機関の参加もお受けします。

# ◆自治体ホームページの偽サイトに注意

偽サイトは本物のサイトに見た目が似ていますが、 誤ってアクセスすると**不正に個人情報を抜き取られ** 

るなどの被害を受ける可能性があります。

かすみがうら市ホームページを見る際は、次の URL から始まるものであることを確認してください。

https://www.city.kasumigaura.lg.jp/

間情報政策課(霞ヶ浦庁舎)

# 【新型コロナウイルスワクチン情報】

# ▶追加接種(4回目)を実施

3回目接種から5カ月以上経過し、次に該当する方を対象に、追加接種(4回目)を行っています。3回目までに接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社製ワクチンを使用します。

- 60 歳以上の方 ※事前申請は不要3 回目接種から 5 カ月以上となる時期に応じて接種券を発送しますので、電話または WEB でご予約ください。
- 18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方・ 重症化リスクが高いと医師が認める方 事前申請が必要です。窓口で申請書を配布してい

ますので、必要事項を記入し窓口へ持参・

郵送してください。「いばらき電子申請・ 届出サービス」からも申請できます。



窓口:健康づくり増進課(かすみがうらウエルネスプラザ)、千代田窓口センター(千代田 庁舎)、霞ヶ浦窓口センター(霞ヶ浦庁舎)、 中央出張所

- ※申請の際、「基礎疾患を有する方」に当てはまること を証明するための診断書などは不要です。
- ※基礎疾患の範囲などの詳細は、ホームページ をご覧ください。



# ▶追加接種(3回目)を実施

2回目接種から5カ月以上経過した12歳以上の方を対象に、追加接種(3回目)を行っています。 対象者は接種券が届き次第、予約ができます。 1・2回目と異なるワクチンでも接種が可能です。

※12歳以上17歳以下の方は、ファイザー社 製ワクチンのみとなりますので、接種協力医 療機関をご予約ください。



# ≪接種会場≫−

- ①市集団接種会場(かすみがうらウエルネスプラザ)
- ②接種協力医療機関
- ③県大規模接種会場(産業技術総合研究所)

# 《予約方法》-

- ●電話予約 (コールセンター)029-853-0771午前 9 時~午後 5 時(田回劔除く)
- ●WEB 予約(パソコン・スマホ) https://jump.mrso.jp/082309/



間 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312

その他の新型コロナウイルス関連情報は、 ホームページをご覧ください



# 【自宅療養者などを支援】

# ▶食料品の配送支援

市では、新型コロナウイルスに感染し自宅療養中のため、宅配やインターネット配送などによる食料品などの購入が困難な世帯を対象に、食料品などの配送支援を行っています。

- ※県の「自宅療養者向けの配食サービス」をすでに受けている方は対象外です。
- ※詳細は、ホームページをご覧ください。

# トパルスオキシメーターの貸し出し

市では、新型コロナウイルスに感染し自宅療養中の方を対象に、パルスオキシメーターを貸し出しています。希望する方は、電話でお申し込みください。 ※県から貸与を受けている方は対象外です。

- ※詳細は、ホームページをご覧ください。
- 間 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312

# ▶宿泊施設での療養

県では、新型コロナウイルスに感染した軽症者などを対象に、宿泊施設での療養を受け入れています。

- 間 茨城県新型コロナウイルス療養施設担当
- **2** 029-301-5134

# 【子育て世帯を支援】

▶低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化 する中、子育て世帯支援のため、対象のお子さん 1 人当たり一律5万円を支給します。給付対象の方は、 期限までに申請してください。

期限: 令和5年2月28日巡

# ≪ひとり親世帯分≫−

対象:次の①と②のいずれかに該当する方

- ①公的年金などを受給していることで、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ②感染症の影響を受けて家計が急変するな ど、収入が児童扶養手当を受給している 方と同水準になっている方



≪ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分≫-

対象:次の①と②の両方に該当する方

- ●令和4年3月31日時点で、18歳未満のお子さん(特別児童扶養手当を受給しているお子さんは20歳未満)を養育している父母など
- ②令和4年度住民税(均等割)が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税(均等割)が非課税者と同水準になっている方※すでに「ひとり親世帯分」の給付金を受給した方は対象外です。
- ※最新情報は、ホームページをご覧ください。
- 間 子ども家庭課(千代田庁舎)





かすみがうら

お知らせ版

ロ 0299-59-2111 / 029-897-1111 FAX 0299-59-2176 ホームページアドレス / https://www.city.kasumigaura.lg.jp E-mail / info@city.kasumigaura.lg.jp







植物油インキ使用 デザインフォント

